

## 平成22年度事業報告書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

### 1 実施事業の要旨

今般の東日本大震災という未曾有の天災を被災されました多数の皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧 復興を心からお祈り申し上げます。社団法人愛知県建築士事務所協会としても復旧 復興のため、日事連並びに、東海北陸ブロック協議会などと連携し出来る限り支援をする所存であり 加えて、我々は建築設計業務を主導すべき団体として業務を通して住宅の耐震化の推進など益々責務を負ってまいります。

さて、我々を取り巻く環境は構造偽装事件による確認申請の厳格化やリーマンショックなどによる建築市場の縮小からの回復の兆しは感じてはいたものの今回の震災により回復は遠のいた感を余儀できない上に、管理建築士・定期講習受講の必須など建築士事務所の改革の年であり 廃業する建築士事務所の増加や会員数の減少などは防ぐ事が出来ず引き続き重大な課題でありさらなる施策の必要性を痛感しております。

建築士事務所協会は建築士法に定められた法定団体として、また、建築士事務所登録業務など社会的責務は重大でありその体勢整備を整えてまいりました。特に、管理建築士講習などは最終年度の前年度として講習会の開催を積極的に実施し、その周知に努めるほか諸事業を通してその責務を果たし建築士事務所の社会的地位向上を図ってまいりました。尚、既に総会にて決議されております公益法人への移行が遅延しておりますことにお詫びを申し上げます。

以下、次の通り事業計画書に従い、実施概要を報告致します。

### 2. 重点事項

- 1) 県民生活の向上に資する為、また、建築士事務所協会の業務の円滑化と社会的地位の向上を図る為に諸制度の適切な対応に努めた。
- 2) 法定団体としてふさわしい体制を整える。そのため会員名簿の閲覧や苦情解決をおこなった。
- 3) 建築士事務所協会が公益法人としての役割を県市民に理解されるべく資質、能力の向上を引き続き図った。
- 4) 指定事務所登録機関として、建築士事務所により良い情報提供を行い、地方サポートセンターとしての業務等の責務を果たした。
- 5) 会と会員の健全な発展を図るため、委員会の更なる活性化と諸々の研修会、講習会を実施し、あわせて会のPR及び会員増強を図った。
- 6) 法定講習会については、連合会等と連携し、その講習の実施事務を行い、更に事務所に属する建築士等に対する実務のための研修の充実を図った。
- 7) 国土交通省告示15号(業務報酬基準)の普及を図った。
- 8) 日事連、愛知県建築物地震対策推進協議会、その他行政への協力を行った。

### 3 事業報告

#### 総務 財務に関すること

- 1) 組織 運営の整備に関する検討を行った。
- 2) 建築設計 監理の着実な発展を図るため積極的に行政庁への要望、陳情活動の実施に努めた。
- 3) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)に参加し、全国単位会との交流に努めた。
- 4) 会議の運営を行った。
- 5) 中小企業退職金共済制度の普及に努めた。
- 6) (社)日本建築士事務所協会連合会表彰の推薦をした。
- 7) 会員増強・財務補強対策促進に努めた。
- 8) 諸規程の制定及び改正をした。
- 9) 公益社団法人化を実現する為の諸整備に努めた。

#### 教育 情報に関すること

- 1) 開設者、管理建築士の指定講習会及び関係行政機関との連絡会議の実施及び一般講習会を実施した。
- 2) 安全 安心事業推進のため管理建築士教育制度の確立に努めた。
- 3) 建築ウォッチングを実施した。
- 4) 適合証明技術者業務講習及び木造住宅耐震診断員養成講習を実施した。
- 5) 管理建築士講習及び建築士事務所に属する建築士に対する定期講習を実施した。

#### 経営に関すること

- 1) 建築士制度検討、建築士法改正についての対応を研究、「建築士法 告示ワークシート」を作成し活用勉強会を開催し、より使い易いワークシートを検討した。
- 2) 業務報酬基準平成21年国土交通省告示15号改正への対応と工事監理ガイドライン講習会を実施し、静岡、三重会(東海、北陸ブロック)と共通モデルの検討をした。
- 3) 「愛知県建築士事務所協会建築賞」の募集活動を実施した。
- 4) 事務所協会キャンペーンへ建築賞作品の出展を検討した。
- 5) 地方サポートセンター業務を実施した。

#### 技術に関すること

- 1) 建築技術一般に関して情報収集を行い、会員の技術向上に努めた。
- 2) RC造配筋基準図及びS造標準図の改訂を行った。
- 3) 愛知県の木造住宅耐震診断及び改修の普及事業に協力した。
- 4) 建築工事標準仕様書JASS5鉄筋コンクリート工事の改訂について変更部分を確認した。

#### 広報 渉外に関すること

- 1) 「人と自然にやさしいまちデザインコンテスト」を実施した。
- 2) 「建築士事務所キャンペーン」を実施した。
- 3) 会報の発行(年9回)と 手帳を作成した。
- 4) 建築士事務所協会PRパンフレットの増刷に伴う修正作業をした。
- 5) 建築関係団体への催事などに、積極的に協力するための体制作りを図った。
- 6) 本会ホームページの充実及び維持管理を行った。
- 7) 建築士事務所協会及び建築士事務所のPRを実施した。

#### 指導委員会に関すること

- 1) 建築士法第27条の2による指定法人業務を遂行した。
- 2) 改正建築士法第27条の2第3項による建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決業務を行った。